

61	29	47	37
62	30	47	38
63	31	48	39
64	32	48	40
65	33	49	41
66	34	50	42
67	35	51	43
68	36	52	44
69	37	53	45
70	38	53	45
71	39	54	45
72	40	54	46
73	41	55	46
74	42	55	46
75	43	56	47
76	44	56	47
77	45	57	47
78	46	57	48
79	47	58	48
80	48	58	48
81	49	59	49
82	50	59	49
83	51	60	49
84	52	60	49
85	53	61	50
86	54	61	50
87	55	61	50
88	56	61	50
89	57	62	51
90	57	62	51
91	58	62	51
92	58	62	51
93	59	63	52
94	59	63	52
95	60	63	52
96	60	63	52
97	61	64	53
98	62	64	53
99	63	64	53
100	64	64	53
101	65	65	53
102	66	65	54
103	67	65	54
104	68	65	54
105	69	66	54
106	70	66	54
107	71	66	55
108	72	66	55
109	73	67	55
110	73	67	55
111	74	67	55
112	74	67	56
113	75	68	56
114	75	68	56
115	76	68	56
116	76	68	56
117	77	69	57
118	77	69	57
119	77	69	57
120	77	69	57
121	78	70	58
122	78	70	58

123	78	70	58
124	78	70	58
125	79	71	59
126	79	71	59
127	79	71	59
128	79	71	59
129	80	72	60
130	80		60
131	80		60
132	80		60
133	81		61
134	81		61
135	81		61
136	82		62
137	82		62
138	82		62
139	83		63
140	83		63
141	83		63
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		
150	86		
151	87		
152	87		
153	87		

ロ 東京都交通局企業職員給料表 (二)

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	2
23	1	15	3
24	1	16	4
25	1	17	5
26	1	18	6
27	1	19	7
28	1	20	8
29	1	21	9
30	1	22	10
31	1	23	11
32	1	24	12
33	1	25	13
34	2	26	14
35	3	27	15
36	4	28	16
37	5	29	17
38	6	30	18
39	7	31	19
40	8	32	20
41	9	33	21
42	10	34	22
43	11	35	23
44	12	36	24
45	13	37	25
46	14	37	26
47	15	38	27
48	16	38	28
49	17	39	29
50	18	39	30
51	19	40	31
52	20	40	32
53	21	41	33
54	22	42	33
55	23	43	34
56	24	44	34
57	25	45	35
58	26	45	35
59	27	46	36
60	28	46	36

61	29	47	37
62	30	47	38
63	31	48	39
64	32	48	40
65	33	49	41
66	34	50	42
67	35	51	43
68	36	52	44
69	37	53	45
70	38	53	45
71	39	54	45
72	40	54	46
73	41	55	46
74	42	55	46
75	43	56	47
76	44	56	47
77	45	57	47
78	46	57	48
79	47	58	48
80	48	58	48
81	49	59	49
82	50	59	49
83	51	60	49
84	52	60	49
85	53	61	50
86	54	61	50
87	55	61	50
88	56	61	50
89	57	62	51
90	57	62	51
91	58	62	51
92	58	62	51
93	59	63	52
94	59	63	52
95	60	63	52
96	60	63	52
97	61	64	53
98	62	64	53
99	63	64	53
100	64	64	53
101	65	65	53
102	66	65	54
103	67	65	54
104	68	65	54
105	69	66	54
106	70	66	54
107	71	66	55
108	72	66	55
109	73	67	55
110	73	67	55
111	74	67	55
112	74	67	56
113	75	68	56
114	75	68	56
115	76	68	56
116	76	68	56
117	77	69	57
118	77	69	57
119	77	69	57
120	77	69	57
121	78	70	58
122	78	70	58

123	78	70	58
124	78	70	58
125	79	71	59
126	79	71	59
127	79	71	59
128	79	71	59
129	80	72	60
130	80		60
131	80		60
132	80		60
133	81		61
134	81		61
135	81		61
136	82		62
137	82		62
138	82		62
139	83		63
140	83		63
141	83		63
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		
150	86		
151	87		
152	87		
153	87		

へ 東京都交通局企業職員給料表（六）

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	2
19	1	11	3
20	1	12	4
21	1	13	5
22	1	14	6
23	1	15	7
24	1	16	8
25	1	17	9
26	1	18	10
27	1	19	11
28	1	20	12
29	1	21	13
30	2	22	14
31	3	23	15
32	4	24	16
33	5	25	17
34	6	26	18
35	7	27	19
36	8	28	20
37	9	29	21
38	10	30	22
39	11	31	23
40	12	32	24
41	13	33	25
42	14	34	26
43	15	35	27
44	16	36	28
45	17	37	29
46	18	37	30
47	19	38	31
48	20	38	32
49	21	39	33
50	22	39	34
51	23	40	35
52	24	40	36
53	25	41	37
54	26	42	37
55	27	43	38
56	28	44	38
57	29	45	39
58	30	45	39
59	31	46	40
60	32	46	40

別表第二十への項を次のように改める。

61	33	47	41
62	34	47	42
63	35	48	43
64	36	48	44
65	37	49	45
66	38	50	46
67	39	51	47
68	40	52	48
69	41	53	49
70	42	53	49
71	43	54	49
72	44	54	50
73	45	55	50
74	46	55	50
75	47	56	51
76	48	56	51
77	49	57	51
78	50	57	52
79	51	58	52
80	52	58	52
81	53	59	53
82	54	59	53
83	55	60	53
84	56	60	53
85	57	61	54
86	57	61	54
87	58	61	54
88	58	61	54
89	59	62	55
90	59	62	55
91	60	62	55
92	60	62	55
93	61	63	56
94	62	63	56
95	63	63	56
96	64	63	56
97	65	64	57
98	66	64	57
99	67	64	57
100	68	64	57
101	69	65	57
102	70	65	58
103	71	65	58
104	72	65	58
105	73	65	58
106	73	66	58
107	74	66	59
108	74	66	59
109	75	66	59
110	75	66	59
111	76	67	59
112	76	67	60
113	77	67	60
114	77	67	60
115	77	67	60
116	77	68	60
117	78	68	61
118	78	68	61
119	78	68	61
120	78	68	61
121	79	69	62
122	79	69	62

123	79	69	62
124	79	70	62
125	80	70	63
126	80	70	63
127	80	71	63
128	80	71	63
129	81	71	64
130	81		
131	81		
132	82		
133	82		
134	82		
135	83		
136	83		
137	83		
138	84		
139	84		
140	84		
141	85		
142	85		
143	86		
144	86		
145	87		

別表第二十一中「交通局企業職員給料表(一)六級昇格時職務区分別号給料表」を「交通局企業職員給料表(一)五級昇格時職務区分別号給料表」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十八号

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都交通局長 新田 洋平

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

管理職手当に関する規程(昭和四十一年交通局規程第九十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「本局」を「本庁」に、「が六級」を「が五級」に、「別表第一の部六級の項」を「別表第一 五級の項」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十九号

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平成三年交通局規程第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「管理職員特別勤務手当」を「条例第十条の二第一項に規定する管理職員特別勤務手当」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合は、当該職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(支給額)」を付し、同条を次のように改める。

第三条 条例第十条の二第一項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、当該各号に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

- 一 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程 (昭和三十三年交通局規程第十四号。以下「給料規程」という。) 別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受ける職員 一万八千円

二 管理職手当に関する規程 (昭和四十一年交通局規程第九十号) 別表第一に定める区分(以下「区分」という。) が区分一、区分二、区分三、区分四若しくは区分五である職員又は給料規程別表第七の二交通局企業職員給料表(八)の適用を受ける職員のうち七号給、六号給若しくは五号給の給料月額又は給料規程第三条の二第三項の規定による給料月額を受ける職員 一万二千元

三 区分が区分六、区分七、区分八若しくは区分九である職員又は給料規程別表第七の二交通局企業職員給料表(八)の適用を受ける職員のうち四号給若しくは三号給の給料月額を受ける職員 一万元

四 区分が区分十である職員又は給料規程別表第七の二交通局企業職員給料表(八)の適用を受ける職員のうち二号給若しくは一号給の給料月額を受ける職員 八千円

五 区分が区分十一である職員 五千円

六 区分が区分十二である職員 四千元

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 条例第十条の二第二項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五である職員 六千円

- 二 区分六、区分七、区分八又は区分九である職員 五千円
- 三 区分十である職員 四千元
- 四 区分十一である職員 二千五百円
- 五 区分十二である職員 二千元

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第六十号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程 (昭和四十九年交通局規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「が五級」を「が四級」に、「企(一)及び企(二)五級職員」を「企(一)及び企(二)四級職員」に、「が六級」を「が五級」に、「企(一)六級職員」を「企(一)五級職員」に改める。

別表第一 一の部交通局企業職員給料表(一)の項及び交通局企業職員給料表(二)の項を次のように改める。

職務の級が五級である職員	百分の二十
職務の級が四級である職員であつて東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和三十四年交通局規程第九号。以下「初任給等規程」という。)別表第一 四級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の十五
職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)	

別表第一 一の部 交通局企業職員給料表(六)の項を次のように改める。	<p>交通局企業職員給料表(一)</p> <p>職務の級が三級である職員であつて東京都交通局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年交通局規程第十号。以下「統括課長代理規程」という。)第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの</p> <p>職務の級が三級である職員であつて初任給等規程別表第一 三級の項に規定する課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)</p> <p>職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)</p> <p>職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第一 二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職にあるもの</p> <p>職務の級が四級である職員であつて初任給等規程別表第二 四級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの</p> <p>職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)</p> <p>職務の級が三級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの</p>			百分の十
	<p>交通局企業職員給料表(二)</p> <p>職務の級が三級である職員であつて初任給等規程別表第二 三級の項に規定する課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)</p> <p>職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)</p> <p>職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第二 二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職にあるもの</p>			百分の三

別表第一 二の部中	<p>交通局企業職員給料表(六)</p> <p>職務の級が三級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの</p> <p>職務の級が三級である職員であつて初任給等規程別表第六 三級の項に規定する課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)</p> <p>職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)</p> <p>職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第六 二級の項に規定する主任若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの</p>			百分の十
	<p>東京都交通局組織規程(昭和三十七年交通局規程第三十三号。以下「組織規程」という。)第四条第一項に規定する次長又はこれに相当する職にある職員(交通局企業職員給料表(七)の適用を受ける職員を除く。)</p> <p>組織規程第四条第二項に規定する部長若しくはこれに相当する職にある職員又は交通局企業職員給料表(八)の適用を受ける職員のうち六号給若しくは五号給の給料月額を受ける職員</p>			百分の二十二
1	この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。	に		
2	東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程(平成二十七年交通局規程第五十六号) 附則第七項から第十項までの規定による給料を支給される特	を		

定職員（同規程附則第四項に規定する特定職員をいう。）又は職員に関するこの規程による改正後の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程第三条第三項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十七年交通局規程第五十六号）附則第七項から第十項までの規定による差額に相当する額との合計額」とする。

●交通局規程第六十一号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都交通局長 新田 洋 平

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「が五級」を「が四級」に、「企(一)五級職員」を「企(一)四級職員」に、「企(一)五級等職員」を「企(一)四級等職員」に、「企(二)五級等職員」を「企(二)四級等職員」に、「企(二)五級等職員」を「企(二)四級等職員」に、「企(一)六級等職員」を「企(一)五級等職員」に、「企(一)六級等職員」を「企(一)五級等職員」に改め、同項第三号中「企(一)五級等職員、企(二)五級等職員及び企(一)六級等職員」を「企(一)四級等職員、企(二)四級等職員及び企(一)五級等職員」に改める。

第四条の三第一項第二号中「企(一)六級等職員」を「企(一)五級等職員」に改め、同項第三号中「企(一)五級等職員及び企(二)五級等職員」を「企(一)四級等職員及び企(二)四級等職員」に、「企(一)及び企(二)五級等職員」を「企(一)及び企(二)四級等職員」に改め、同項第四号の表交通局企業職員給料表(一)の項及び交通局企業職員給料表(二)の項を次のように改める。

交通局企業職員給料	職務の級が四級である職員（企(一)四級等職員を除く。）
職務の級が三級である職員であつて東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和三十四	

表(一)	年交通局規程第九号。以下「初任給等規程」という。）別表第一 三級の項に規定する課長代理の職又はこれに準ずる職にあるもの
交通局企業職員給料表(二)	職務の級が四級である職員（企(二)四級等職員を除く。） 職務の級が三級である職員であつて初任給等規程別表第二 三級の項に規定する課長代理の職又はこれに準ずる職にあるもの

第四条の三第一項第四号の表交通局企業職員給料表(六)の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(六)	職務の級が三級である職員であつて初任給等規程別表第六 三級の項に規定する課長代理の職又はこれに準ずる職にあるもの
---------------	--

第四条の三第一項第六号中「企(一)六級等職員及び企(一)及び企(二)五級等職員」を「企(一)五級等職員及び企(一)及び企(二)四級等職員」に改める。
別表第一 一の部交通局企業職員給料表(一)の項及び交通局企業職員給料表(二)の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(一)	職務の級が五級である職員	百分の二十
	職務の級が四級である職員であつて初任給等規程別表第一 四級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の十五
	職務の級が四級である職員（加算割合が百分の十五である職員を除く。）	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて東京都交通局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年交通局規程第十号。以下「統括課長代理規程」という。）第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規程別表第一 三級の項に規定する課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六
	職務の級が三級である職員（加算割合が百	

別表第一 一の部 交通局企業職員給料表(六)の項を次のように改める。 交通局企業職員給料表(六)	職務の級が三級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規程別表第六 三級の項に規定する課長代理の職若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
別表第一 一の部 交通局企業職員給料表(七)の項を次のように改める。 交通局企業職員給料表(七)	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)	百分の三
	職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第二 二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職にあるもの	百分の六
別表第一 二の部 交通局企業職員給料表七の適用を受ける職員	職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第六 二級の項に規定する主任若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの	百分の三
	職務の級が四級である職員であつて初任給等規程別表第二 四級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の十五
別表第一 二の部 交通局企業職員給料表七の適用を受ける職員	職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十五

別表第一 二の部 交通局企業職員給料表七の適用を受ける職員	職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第六 二級の項に規定する主任若しくはこれに準ずる職又はこれらに相当する職にあるもの	百分の三
	職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)	百分の十
別表第一 二の部 交通局企業職員給料表七の適用を受ける職員	職務の級が三級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十五
	職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第二 二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職にあるもの	百分の六
別表第一 二の部 交通局企業職員給料表七の適用を受ける職員	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)	百分の三
	職務の級が二級である職員であつて初任給等規程別表第二 二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職にあるもの	百分の六

改める。

附則

- この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程(平成二十七年交通局規程第五十六号) 附則第七項から第十項までの規定による給料を支給される特定職員(同規程附則第四項に規定する特定職員をいう。)又は職員に関するこの規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程第三条第三項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程(平成二十七年交通局規程第五十六号) 附則第七項から第十項までの規定による差額に相当する額との合計額」とする。

● 交通局規程第六十二号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

交通局企業職員給料表(七)の適用を受ける職員 東京都交通局組織規程(昭和三十七年交通局規程第三十三号。以下「組織規程」という。) 第四条第二項に規定する部長及びこれに相当する職にある職員	百分の二十五
組織規程第四条第二項に規定する部長及びこれに相当する職にある職員	百分の二十

に を

める。

平成二十七年三月三十日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「又はへ」を、「へ又はト」に改める。

付則の次に次の一条を加える。

第十八条 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十七年交通局規程第五十六号）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と当該各項の規定による差額に相当する額等との合計額とする。

別表へ中「平成二十一年四月一日以後の」を「平成二十一年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の」に改め、同表への表第一号区分の項第二号中「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十五年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第三号中「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第二号区分の項第三号及び第五号から第七号までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第三号区分の項第一号から第四号までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第五号中「平成二十一年四月以後の給料規程」を「平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（以下「平成二十一年四月以後平成二十五年三月以前の給料規程」という。）」に、「平成二十一年四月以後の初任給等規程」を「平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「平成二十一年四月以後平成二十五年三月以前の初任給等規程」という。）」に改め、同項第六号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成

二十七年三月以前」を加え、同表第四号区分の項第一号から第四号までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第五号中「以後の給料規程」を「以後平成二十七年三月以前の給料規程」に、「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「以後の初任給等規程」を「以後平成二十七年三月以前の初任給等規程」に改め、同項第六号中「平成二十五年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第七号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第八号及び第九号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十五年三月以前」を加え、同項第十号及び第十一号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第五号区分の項第一号から第六号までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第七号及び第八号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十五年三月以前」を加え、同項第九号及び第十号中「平成二十五年三月以前」を加え、同項第十号及び第十号中「平成二十五年三月以前」を加え、同項第九号及び第十号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第六号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十五年三月以前」を加え、同項第六号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項指定一号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

ト 平成二十七年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分

- 一 平成二十七年四月一日以後適用されている東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（以下「平成二十七年四月以後の給料規程」という。）の交通局企業職員給料表（一）の適用を受けている者で、その属する職務の級が五級であったもの
- 二 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表（四）の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月一日以後適用されている東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「平成二十七年四月以後の初任給等規程」という。）の交通局企業職員給料表（四）級別標準職務表三級の項に規定する職務にあつたもの
- 三 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の交通局企業職員給料表（八）の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は

第二号区分	同規程第三条の二第三項の適用を受けていた者
第三号区分	<p>一 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(一)級別標準職務表四級の項に規定する課長又はこれに準ずる職務にあつたもの</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)級別標準職務表四級の項に規定する課長又はこれに準ずる職務にあつたもの</p> <p>三 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第一号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>五 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の交通局企業職員給料表(八)の四号給以下の給料月額を受けていた者</p>
第四号区分	<p>標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれに準ずる職務にあつたものうち、統括課長代理</p>
第五号区分	<p>一 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(一)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれに準ずる職務にあつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職務にあつたもの</p> <p>三 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(三)の二級別標準職務表三級の項に規定する担任技能長又はこれに準ずる職務にあつたもの</p> <p>四 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(三)の二級別標準職務表三級の項に規定する担任技能長又はこれに準ずる職務にあつたもの</p> <p>五 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの</p> <p>六 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(六)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれに準ずる職務にあつたもの(第三号区分の項第五号に該当するものを除く。)</p>

第六号区分	<p>三 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(二)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職務にあつたもの</p> <p>五 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級又は二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(三)級別標準職務表二級の項に規定する技能主任又はこれに準ずる職務にあつたもの(第四号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p> <p>六 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級又は二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(三)の二級別標準職務表二級の項に規定する技能主任又はこれに準ずる職務にあつたもの(第四号区分の項第四号に該当するものを除く。)</p> <p>七 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第五号及び第四号区分の項第六号に該当するものを除く。)</p> <p>八 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規程の交通局企業職員給料表(六)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれに準ずる職務にあつたもの</p>
	<p>一 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第四号に該当するものを除く。)</p> <p>三 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級、二級又は一級であつたもの(第四号区分の項第三号及び第五号区分の項第五号に該当するものを除く。)</p>

指定七号区分	<p>四 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級、二級又は一級であつたもの(第四号区分の項第四号及び第五号区分の項第六号に該当するものを除く。)</p> <p>五 平成二十七年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第八号に該当するものを除く。)</p>
指定一号区分	<p>平成二十七年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定二号区分	<p>平成二十七年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定三号区分	<p>平成二十七年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定四号区分	<p>平成二十七年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定五号区分	<p>平成二十七年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定六号区分	<p>平成二十七年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定七号区分	<p>平成二十七年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>

附則
この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第六十三号
東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

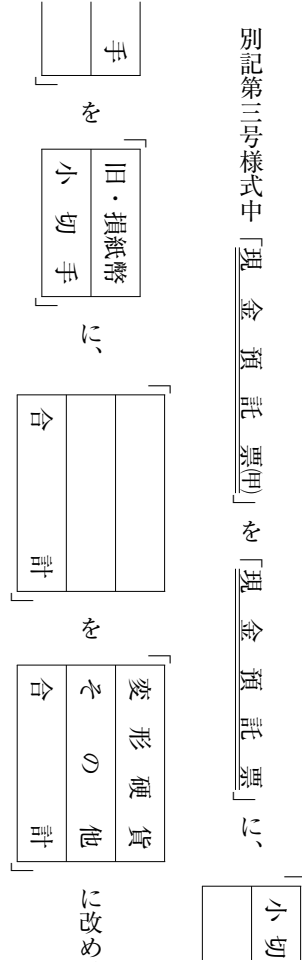
東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和三十九年交通局規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「引換に預託金領収書を」を「引換えに預託金の收受を証明する書面に押印し、」に改め、同条第二項中「預託金の担当者の氏名及び印鑑並びに銀行の」を「前項の書面に使用する」に改める。

第八条第一項中「、当該小切手等が預託金にあつては、当該指定事業所の企業出納員に、預託金以外にあつては」を削る。

別記附属様式目次中「預託金領収書 第四条」を「削除」に改める。

別記第三号様式中「現金預託票甲」を「現金預託票」に、



1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程別記第三号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●交通局規程第六十四号

東京都日暮里・舎人ライナー細則管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都日暮里・舎人ライナー細則管理規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー細則管理規程(平成二十年交通局規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都日暮里・舎人ライナー細則及び実施基準管理規程

第一条中「「省令」を「旧省令」に改め、「基づき」の下に「、東京都日暮里・舎人ライナーの車両の整備及び運転取扱について、旧省令の実施に関する細則(以下「細則」という。)並びに鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省令第五十一号。以下「省令」という。)」第三条第一項の規定に基づき」を加え、「及び車両の整備並びに運転取扱について、省令の実施に関する細則(以下「細則」という。)」を「の整備について、省令の実施に関する基準(以下「実施基準」という。)」に改める。

第三条第一項中「用語は、」の下に「旧省令及び」を加える。

第四条の見出しを「(細則及び実施基準)」に改め、同条中「省令」を「旧省令」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 省令第三条第一項の規定に基づき定める実施基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について定めるものとする。

一 東京都日暮里・舎人ライナー土木施設実施基準 土木施設の維持管理に関する事項

二 東京都日暮里・舎人ライナー電気設備保守心得 電気設備の維持管理に関する事項

第五条第一項中「及び前条各号」を「、前条第一項各号」に改め、「細則」の下に「及び同条第二項各号に規定する実施基準」を加え、同条第二項中「については、」の下に「旧省令及び」を加える。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 一七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

